

2023年10月20日
日本郵便株式会社
佐川急便株式会社

**不在持ち戻りとなった佐川急便荷物の“郵便局受け取り”を開始
～受け取り方の多様化促進および持続可能な宅配サービスを目指す～**

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也／以下「日本郵便」）と佐川急便株式会社（京都府京都市南区、代表取締役社長 本村 正秀／以下「佐川急便」）は、2023年10月23日（月）より、佐川急便において不在持ち戻りとなった荷物^{*}を、郵便局の窓口で受け取れるサービスを開始します。

1 目的

これまで両社は、お客さまの利便性向上を目指し、それぞれのお客さまに合った受け取り方の多様化促進に取り組んでまいりました。そして、このたび受取拠点の共同化を行うことで、さらなる利便性向上を図ります。再配達回数を抑止し、CO₂排出量削減やドライバー業務の効率化に繋げ、宅配サービスの持続可能性を高めるためのものです。

本取り組みは、両社の限られた人的資源や施設を有効活用することで、物流業界における2024年問題への対策としての再配達削減および将来的に持続可能な宅配サービスを目指し、協業にて行うものです。

今後も両社の限られた人的資源や配達資源を最大限活用することにより、地域のお客さまの利便性を損なうことなく持続可能な事業を継続してまいります。

2 サービス概要

(1) サービス開始日

2023年10月23日（月）

(2) 実施エリア

東京都

中国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国エリア（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州エリア（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

(3) 受取可能郵便局

別紙のとおり（全301局）

3 運用スキーム



- (1) ご不在でお届けできなかった荷物（飛脚宅配便）を佐川急便営業所へ持ち戻り。
- (2) 荷受人さまが佐川急便の不在票等からWebサイト上で、受取場所として受取可能な郵便局を選択し、申し込み。
- (3) 佐川急便が当該郵便局へ荷物を持ち込み。
- (4) 荷受人さまは佐川急便からの通知に基づき、指定した郵便局窓口で受け取り。

(※) 代金引換や着払い、セーフティサービス（貴重品）などは対象外です。

以 上